

# 必ずお読みください

支援者のみなさまへ

埼玉県発達障害総合支援センター  
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課

## 「サポート手帳」ご利用時の個人情報の保護について

この「サポート手帳」には、個人情報が多く含まれているため、ご利用時はプライバシーに十分配慮して慎重に取り扱う必要があります。

「サポート手帳」の情報は保護者が許可した支援者だけが見ることができ、支援に関わらない第三者に情報を提供すること、また、承諾なしにコピーなどをして二次的に使用することは禁止しています。

ご利用にあたっては、以上のことにご留意いただくようお願いいたします。

「サポート手帳」は支援者のみなさまが情報を共有することによって、よりよい支援ができるようにするために作られたものですが、利用方法を間違えると個人情報が流出するという危険性をはらんでいます。

情報の取り扱いには、くれぐれもご注意ください。

## サポート手帳とは

この「サポート手帳」は、乳幼児期から成人期に至るまで、一貫した支援を受けたり、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらったりするためのものです。

主として、発達障害のある方やその家族へのよりよい支援を目指して作成されたものです。また、必要に応じて、発達に気がかりな方など、それ以外の方についても、使用することができます。

この「サポート手帳」は、「相談支援ファイル」と「サポートカード」から成っています。

各ライフステージを通して、よりよい支援が受けられるようにしたり、ご本人の障害特性を理解してもらったりするためのツールとして活用してください。

### ～「相談支援ファイル」について～

乳幼児期から成人期までのライフステージを通して、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関が支援内容等の情報を共有し、一貫して使用できる手帳です。

どのライフステージからでも、活用し始めることができます。

- 保護者やご本人がプロフィールや関係機関からの支援状況等を記録します。
- 必要に応じて関係機関（福祉サービス等）へ提示することによって、関係機関との共通理解が深まります。
- 保育園・幼稚園から小学校へ入学する時など、次の機関へ適切に引継ぐことで、継続した支援を受けることができます。
- 成長過程に応じた一貫した支援を受ける環境を整えることに役立ちます。

### ～「サポートカード」について～

医療機関への受診の際など、様々な生活場面で自分の障害について説明ができ、障害の特性を適切に理解してもらうカードです。

- 保護者やご本人が、個々の障害の特徴や留意すべき事項を記載します。
- 医療機関への受付の際などに、このカードを提示することで、ご本人の障害特性を適切に理解してもらい、診療を円滑にすることに役立ちます。

## 保護者・ご本人のみなさまへ

この「サポート手帳」は基本的には、保護者・ご本人が記入・所持するものです。

「相談支援ファイル」については、必要な項目について記入してください。すべての項目を記入しなければならないということではありません。また、必要に応じて、追加資料を差し込んだり、必要な書式のコピーを追加したりしてください。

「サポートカード」は、医療機関を受診する際などに、「サポート手帳」から取り出して、持参してください。

関係機関へご本人の状況を伝えることが理解につながります。この「サポート手帳」をそのツールとして活用し、周囲の方の理解と支援、それから連携につなげていきましょう。

\* 「相談支援ファイル」は県ホームページからダウンロードできます。

パソコンで書き込んだり、必要な書式を追加したりするなど、ご活用ください。

埼玉県ホームページ ➡ 「総合トップ」 ➡ 検索 発達障害総合支援センター

## 関係機関のみなさまへ

この「サポート手帳」は基本的には、保護者・ご本人が記入するものですが、関係機関のみなさまの記入についても、ご本人の支援のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

特に「教育支援プランA・B」については、各学校で作成・記入いただくものです。

また、「保育園・幼稚園・通園施設等の記録」や「引継ぎ事項」等についてもご協力をお願いいたします。

この「サポート手帳」を活用することで、関係機関ごとの連携も図っていきましょう。

### ■ 「サポート手帳」についての問い合わせ先

埼玉県発達障害総合支援センター

TEL 048-601-5551 FAX 048-601-5552

教育局県立学校部特別支援教育課

TEL 048-830-6880 FAX 048-830-4960

